

## 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請について

○限度額は年度あたり10万円です

○購入の対象となるもの

- ・腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換部品
- ・入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト）
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具
- ・排泄予測支援機器

○都道府県知事の指定を受けた事業者から購入する必要があります

### 《受領委任払い》

- ①購入時には購入費の自己負担分（1割、2割または3割）を支払う
  - ②支給申請をし、保険給付分（9割、8割または7割）の給付を受ける
- ※給付制限中の場合は償還払い申請になります

～必要な書類～

- ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い）
- ・請求書（町田市長あてのもの）
- ・福祉用具が必要な理由（別紙）
- ・領収書（写しでも可）
- ・パンフレット（商品名、商品コード、定価、製造事業者等が明記されているもの）  
オーダー品の場合は見積り書と商品の図面を添付してください  
また、すのこの場合は設置箇所の図面も添付してください
- ・医師の所見等と確認調書（排泄予測支援機器の場合）

----- キリトリ -----

## 請 求 書

金 額	+	万	千	百	+	円

但し 年 月 日付け支給申請の介護保険福祉用具購入給付費として、上記の金額を請求いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

⑨

町田市長 様

命令番号	
命 令 日	
支 払 日	
備 考	